

美濃加茂市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定によりその結果及び意見の内容を別紙のとおり公表する。

令和7年3月11日

美濃加茂市監査委員 田中昭則
同 田口智子

令和 6 年度 財政援助団体等監査の結果報告書

- 1 監査の種類 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 7 項の規定による監査
- 2 監査の対象
 - (1) 対象団体 社会福祉法人 美濃加茂市社会福祉協議会
 - (2) 所管部署 市民福祉部福祉課
- 3 監査の実施日
 - (1) 事前書面監査 令和 7 年 1 月 7 日 (火) ~ 同年 1 月 21 日 (火)
 - (2) 対面監査 令和 7 年 1 月 21 日 (火)
- 4 監査の実施場所
社会福祉法人 美濃加茂市社会福祉協議会 (総合福祉会館)
- 5 監査の方法
対象団体及び所管部署に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、美濃加茂市監査基準(令和 2 年美濃加茂市監査委員告示第 1 号)に準拠し書面及び現地調査を行い、必要に応じ所管部署職員及び対象団体からの説明を聴取し、監査を実施した。
- 6 監査の着眼点
 - (1) 対象団体
 - ①補助金等対象事業の目的を効果的に達成しているか。
 - ②会計処理上の責任体制は確立されているか。
 - ③補助事業に係る収支の会計処理は適切に行われているか。
 - ④事業に係る帳簿、証拠書類等は確實に整理されているか。
 - ⑤市からの受託事業費はどのような状況か。

(2) 所管部署

- ①補助金等を支給する目的及びその根拠は何か。
- ②補助金等の算定、交付時期及び手続は適正に行われているか。
- ③補助金等の効果の確認方法及びその分析は行われているか。

7 監査確認事項

(1) 社会福祉法人 美濃加茂市社会福祉協議会の概要

- ① 会長 海老 和允
- ② 設立 昭和 50 年 9 月 20 日

(2) 社会福祉法人 美濃加茂市社会福祉協議会の目的

美濃加茂市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ること。

(3) 補助金の概要

美濃加茂市社会福祉協議会事業補助金交付要綱

<目的>

社会福祉法人美濃加茂市社会福祉協議会に対して補助金を交付することにより、地域福祉を推進すること

<補助対象事業>

- ・福祉活動専門員設置事業運営費（職員 3 名以内の人物費）
- ・一般職員設置事業（職員 2 名以内の人物費）
- ・嘱託職員設置事業（職員 1 名の人物費）
- ・遺族会活動推進事業（事業費）
- ・福祉フェスティバル開催事業（事務費及び事業費）

(4) 補助金の実績

単位円

補助事業等の名称	令和3年度	令和4年度	令和5年度
美濃加茂市社会福祉協議会事業補助金	33,470,990	32,983,499	36,308,726

8 監査結果

市民福祉部福祉課から、社会福祉法人美濃加茂市社会福祉協議会に対して交付されている「美濃加茂市社会福祉協議会事業補助金」について、書面監査及び対面監査を実施した結果、交付金の目的を理解した上で、適正に執行されていると認められた。

また、経理書類についても、現物を確認し、適正に処理されていた。

9 監査委員の意見

社会福祉法人美濃加茂市社会福祉協議会に関する事項

- ・福祉フェスティバルの開催目的を踏まえ、多くの世代に关心がもたれるよう刷新を図られたい。

所管部署に関する事項

- ・補助金交付要綱において、交付申請の期日が、補助金の交付を受けようとする年度の5月31日となっており、補助金交付決定後、補助金交付が6月に履行されている。人件費について4,5月分に適用されているとのことだが交付決定前の適用には疑問がある。要綱の見直しを行うか、適用が可能である根拠を述べられたい。

また、交付申請書類の收受日が令和5年4月1日、土曜日の受付であったり、令和6年度実績報告書においては担当課の受付日が3月31日であるにも拘らず、送付書の受付日が4月24日となっており、文書の整合性が取れていない。また、報告書に基づく払い戻しが5月17日となっている。実績報告と同時に清算もされるべきと考えるが、見解を聞かせていただきたい。併せて、收受日についても見解を聞かせていただきたい。

- ・いきいきサロン事業の実績報告額が、2,000円相違するので差替え願いたい。